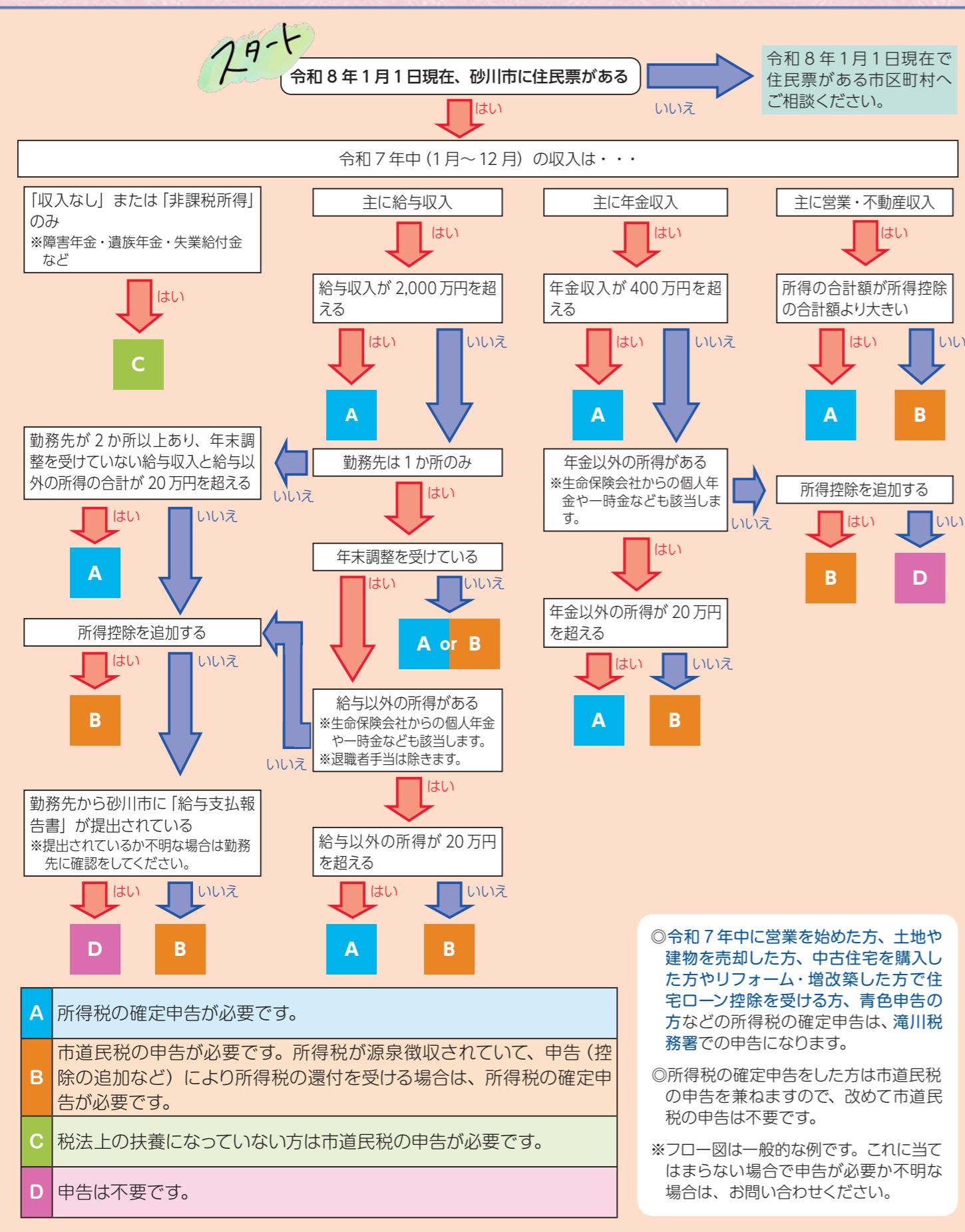


まずは申告が必要かチェック!



まずは申告が必要かチェック!



税の申告は期限内に!

2/16 ~ 3/16 (還付申告1/23 ~)



市 HP

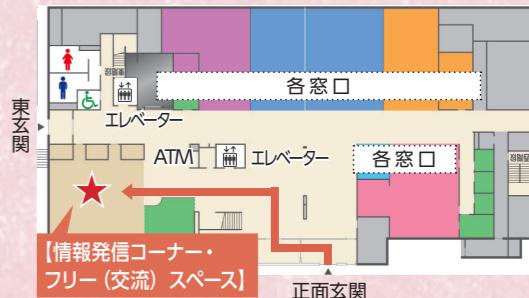
問市道民税に関すること:市民税係 TEL 74-4864
所得税などに関すること:滝川税務署 TEL 22-2191

「確定申告」は、1年間の全ての所得や控除を計算し、所得税などを確定する手続きです。また、「市道民税申告」は確定申告が必要ない方で、来年度の市道民税や国民健康保険税、介護保険料などの算定をする際に必要となるものです。

公平・公正な税の負担のため、申告が必要な方は必ず期間内に収入額や控除額を申告しましょう。

申告期間・予約方法などについて

- ・**申告期間** 2月16日(月)~3月16日(月)
※土・日曜日、祝日を除く。
- ・**受付時間** 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00
※受付時間以外の申告はできませんのでご了承ください。
- ・**申告会場** 市役所1階(情報発信コーナー・フリー(交流)スペース)



<還付申告・市道民税申告>

1月23日(金)から受け付けます。
※還付申告とは、医療費や寄付金などの申告をすることで、多く納めすぎた所得税が還付される申告です。

<税の日曜申告>

3月1日(日)は申告・相談を受け付けます。

申告の際は事前に予約を!

予約をしていない場合でも申告できますが、予約者が優先となります。なお、予約している場合でも混雑状況によってお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

WEB(スマートフォン・パソコン)で予約【24時間受付】

予約・キャンセルは希望日の前日15時まで。
申込フォームの【予約に関する注意事項】を必ずご確認ください!



予約申込

電話で予約【平日 8:30 ~ 17:15 受付】

TEL: 74-4864
※専用電話ではないため、電話が集中し繋がりにくい場合があります。
また、職員が申告応中の場合は改めて折り返しのお電話をする場合があります。



tax

申告は簡単で便利な電子申告を！

【市道民税申告】

令和8年度分（令和7年分の収入に対する申告分）から、市道民税の電子申告ができるようになります。詳細はeLTAX特設ページをご確認ください。

eLTAX
特設ページ

【所得税】

国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告ができます。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。



国税庁 HP

※電子申告の利用にはマイナンバーカードが必要です。

「チャレンジ！スマホで確定申告」

滝川税務署職員が講師となり、マイナンバーカードとスマートフォンを使った確定申告（e-Tax）講習会を開催します。スマホの操作説明や入力のサポートをするので、必要書類があればこの講習会で確定申告を済ませることができます。便利なスマホ申告にチャレンジしてみませんか？

●とき 1月30日（金）15:30～17:00
(事前準備のため15:00までに来場してください。)

●ところ 市役所2階 大会議室

●対象 砂川市民で以下に該当する方

- ・給与所得がある方
- ・公的年金等の所得がある方
- ・一時所得がある方
- ・個人年金や原稿料などの雑所得がある方

●持ち物 マイナンバーカード（確定申告する本人分のもの）、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書（数字4桁）および署名用電子証明書（英数字6～16文字）の2種類のパスワード、スマートフォン（マイナンバーカード読み取り対応のもの）、源泉徴収票、各種控除の証明書など確定申告に必要な書類一式

●定員 30人

●参加料 無料

●申込 1月29日（木）までに、右記から申し込みください。
※市民税係へ電話（TEL 74-4864）または窓口で直接申し込みも可。
本講習会について、滝川税務署へのお問い合わせはご遠慮ください。

※以下に該当する方は対象外です。
 ・事業、不動産、農業、利子、配当、譲渡、
 その他の分離所得
 ・令和7年中に住宅の新築、中古購入、増改築などをし、各種住宅借入金等特別控除適用初年の申告の方
 ・雑損控除の申告の方

特に医療費控除や寄付金の申告をする方へオススメです！

申込

申告に必要なもの

- ①お知らせはがき ※税務署から送られてきている方
- ②利用者識別番号（16桁）がわかるもの ※事前に取得している方
- ③申告者の金融機関の振込先がわかるもの（通帳の写しなど）
- ④マイナンバーカード【原本】または本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）【すべて原本】

1番号確認書類

マイナンバーを確認できるもの1点

- ・住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）
- ・通知カードなど

※記載されている住所・氏名などが住民票と一致している方のみ利用可能。

◎配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合

配偶者や扶養親族のマイナンバーカードまたは1番号確認書類など

◎代理人が申告をする場合

本人と代理人のマイナンバーカードまたは本人の1番号確認書類と代理人の2身元確認書類

⑤その他必要なもの

※源泉徴収票、領収書、証明書などは原本が必要です。

◎給与所得者・公的年金等受給者

受け取ったすべての源泉徴収票



◎営業などの事業・不動産所得者

収支内訳書（事前に記入）

◎個人年金や一時金などの所得がある方

生命保険会社などから届く支払いのお知らせ（収入額や経費、源泉徴収額が記載されたもの）

◎社会保険料（※1）、生命保険料、地震保険料、寄付金（※2）などの控除を受ける方

領収書、証明書（※1）国民健康保険、任意継続保険、国民年金など（※2）控除の対象となる寄付金が2,000円を超えた場合

◎医療費控除を受ける方

医療費などをまとめた書類（事前に記入）、医療費のお知らせなど

2身元確認書類

顔写真付き身分証明書1点

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳など

上記の提示が困難な場合は、顔写真なし身分証明書2点

- ・健康保険資格確認書
- ・国民年金手帳
- ・母子健康手帳
- ・源泉徴収票など

◎障害者控除を受ける方

障害者手帳など

障害者控除対象者認定書の交付について

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で寝たきりや認知症の方など、心身の状態によっては税の申告時に障害者控除の適用を受けられる場合があります。申請に基づき、該当する方には認定書を交付しますので、お問い合わせください。

高齢者支援係 74-4452

書類で提出する場合

確定申告書や申請書などは提出方法により提出先が異なります！

●郵送で提出 → (送付先) 〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
「札幌国税局業務センター」

●窓口で提出 → 滝川税務署 ※砂川市役所会場に申告書を用意しています。必要な方はこちらでお受け取りください。

問瀧川税務署総務課 Tel 51-1009

控除額などの改正について

令和7年分所得税、令和8年度分市道民税から、給与所得控除や基礎控除などが改正されています。

詳細は国税庁ホームページ（所得税）、市ホームページ（市道民税）をご確認ください。



国税庁 HP



市 HP